

○香川大学博物館学外協力者に関する申合せ

平成 21 年 4 月 1 日

(趣旨)

- 1 香川大学博物館(以下「本館」という。)の研究等の推進を図るため、香川大学博物館規程第 10 条第 1 項の規定に基づく学外協力者を置くときは、この申合せにより必要な事項を定める。

(申込)

- 2 前項の学外協力者として本館における活動を行おうとする者がいる場合は、別記様式による申込書に所定の記載をさせ、館長へ提出させるものとする。

(選考)

- 3 館長は、前項の申込書を提出した者を学外協力候補者として本館会議に推薦し、学外協力者の受入れ及び委嘱について選考する。

(期間)

- 4 学外協力者の委嘱期間は 2 年とし、満了後の期間更新を妨げない。

(経費)

- 5 学外協力者の受入れ及び本館における活動に要する経費は、すべて学外協力者の負担とする。ただし、ボランティア保険は、博物館が加入する。

(活動内容)

- 6 学外協力者は、本館の職員と連携し、本館の標本の整理・保管、その標本に基づく研究等のための協力を行うものとする。

(成果取扱)

- 7 前項の活動成果の取扱いについては、当該研究データ等を公開する場合に館長の承諾がなければこれを行わない等、あらかじめ学外協力者からその旨を誓約させておくものとする。

(その他)

- 8 この申合せに定めるもののほか、学外協力者に関して必要な事項は、本館会議が別に定める。

附 則

この申合せは、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。